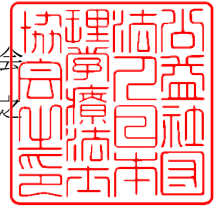


日理協 26 第 275 号
2026 年 8 月 3 日

こども家庭庁 長 官
渡 辺 由 美 子 殿

公益社団法人日本理学療法士協会
会 長 齊 藤 秀 之



こども家庭庁

2027 年度(令和9年度)予算概算要求に向けての要望

日頃より国会及び理学療法士の活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

2027 年度予算概算要求につきまして、別添の通り要望を提出いたします。また予算成立後、速やかに執行が行われますよう、あわせてお願い申し上げます。

記

1. こども家庭庁への理学療法士を含むリハビリテーション専門職の配置
2. すべてのこどもに向けた発達・療育支援の充実
 - 1) 子育て支援員専門研修(地域保育コース)への予算確保継続
 - 2) こども家庭センターへの理学療法士等の配置
 - 3) 地域障害児支援体制強化事業における理学療法士等の活用
 - 4) 発達に特性のあるこどもと家族への支援
 - 5) 医療的ケア児等総合支援事業における医療的ケア児等コーディネーターを中心としたリハビリテーション専門職の積極的な活用
3. 産前・産後サポート事業における具体的な提案
 - 1) プレコンセプションケアにおける理学療法士の活用
 - 2) 産前からの支援、理学療法士の活用
 - 3) 理学療法士による母体に対する身体的ケアの更なる推進に向けた予算の確保

各項目の詳細は別添参照

以上

2027 年度(令和9年度)予算概算要求に向けての要望事項

1. こども家庭庁への理学療法士を含むリハビリテーション専門職の配置

【要望先:成育局 母子保健課・成育環境課、支援局 障害児支援課】

すべてのこどもに関わる理学療法士の活躍の場は、これまで、こども病院、総合病院、リハビリテーション病院といった医療機関や放課後等デイサービス、児童発達支援センター、特別支援学校等、障害福祉施設が中心でした。一方で、令和6年 10 月に産後ケア事業ガイドラインに、実施担当者としての理学療法士の職名が明記されたことや、令和8年4月施行の「保育士みなし特例」が新設されたこと等により、その活躍の場は地域・母子保健分野へと急速に拡大しています。

今後は、自治体レベルで理学療法士の登用への理解を促進することや、予算を確保することなど、社会実装に向けた取り組みが重要です。インクルーシブ社会の実現や質の高い保育の提供、事故防止等の多角的な政策を一体的に推進するため、こども家庭庁内に理学療法士等の専門職(リハビリテーション専門官)を配置し、実効性のある施策を策定するための予算措置を要望します。

2. すべてのこどもに向けた発達・療育支援の充実

【要望先:成育局 保育政策課、母子保健課、支援局 障害児支援課】

1) 子育て支援員専門研修(地域保育コース)への予算確保継続

令和8年4月より、理学療法士を含む3療法士等を一定の条件下で、1人に限り、保育士とみなすことを可能としていただき、保育におけるインクルージョンが推進されることについて、現場の理学療法士も大変喜んでおります。この「特定理学療法士等の保育士みなし制度」を円滑に推進するため、保育所等での経験を有さない者が、受講必須となる「子育て支援員専門研修(地域保育コース)」の予算を継続的に確保し、専門職が保育現場へ参画しやすい環境を引き続き推進していただくことを要望します。

2) こども家庭センターへの理学療法士等の配置

こども家庭センターでは、統括支援員を中心に、多職種が連携・協力することで、妊娠期から出産、子育て期に至るまでの一体的な支援を実現することが期待されています。その実現には、支援メニューの検討やサポートプランの作成、地域の民間団体との連携など、多角的かつ専門的な視点からの関与が不可欠です。

特に、妊産婦やこどもに対する身体的なケアを中心とした支援を提供できる理学療法士等の参画は、利用者の多様なニーズへの対応を可能とし、「すべての利用者を取り残さない」支援体制の構築に大きく寄与します。

また、子育てに関する地域の窓口で専門職である理学療法士等が配置されることで、医療機関に至る前に、相談を受けてアセスメントや指導を実施することにより、社会保障費の削減も期待されます。さらに、こども誰でも通園制度の中で、障害児や医療的ケア児を受け入

れる体制を整備することでインクルージョンが促進されます。このように、こども家庭センターの機能強化、支援の幅の拡大につながります。

つきましては、こども家庭センターにおける理学療法士を含むリハビリテーション専門職の配置を積極的に推進いただくとともに、各地域における整備に際して、補助基準額の内訳に「リハビリテーション専門職の配置費」を新設いただくよう要望します。

3) 地域障害児支援体制強化事業における理学療法士等の活用

令和6年4月に施行された改正児童福祉法により、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的な役割を担うことが明確化されるとともに、障害種別にかかわらず障害のあるこどもを包括的に支援できるよう、児童発達支援の類型(福祉型・医療型)の一元化が推進されております。

これに伴い、本事業においては、地域における障害のあるこどもの健全な発達を支える中核的機関として、より高度で専門的な知識および技術を要する児童発達支援の提供を目的とした、児童発達支援センターの機能強化が進められております。

理学療法士は、発達障害を含む障害のあるこどもに対し、医療的および福祉的な側面から多角的に対応可能な専門職であり、現在も多数の理学療法士が、民間の児童発達支援事業所等において活躍しております。しかしながら、各自治体が運営する児童発達支援センターにおいては、理学療法士をはじめとするリハビリテーション専門職の配置が十分に進んでいないのが現状です。福祉型と医療型の一元化を実効性のあるものとするためには、発達支援を多面的に支える専門職による関与が不可欠です。

つきましては、児童発達支援センターを運営する各自治体に対し、利用者へのより幅広い支援を実現するにあたり、理学療法士を含むリハビリテーション専門職の配置について積極的に周知・啓発を図っていただくとともに、当該人材配置を含めた事業予算を確保することを要望します。

4) 発達に特性のあるこどもと家族への支援

こどもの発達特性について社会的な関心が高まる中で、早期に発達支援へ介入することの重要性が明確になってきております。医師、心理士、ソーシャルワーカー等による発達相談支援の体制整備が進められておりますが、支援の現場においては、姿勢保持、粗大運動、精緻な動作、歩行、走行といった運動発達に関する不安や悩みを抱える利用者が多く見受けられます。

理学療法士は、自閉症スペクトラム症(ASD)、注意欠如・多動症(ADHD)、発達性協調運動症(DCD)など、発達障害のあるこどもに対して、運動機能や巧緻性の向上、認知的柔軟性への介入など、科学的根拠に基づいた効果的な支援を行うことが可能であり、多くの研究においてその有用性が示されております。

つきましては、発達に特性のあるこどもへの支援や、そのご家族への指導・相談などにお

いて、理学療法士の専門性を積極的に活用いただけるよう、「地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業」のさらなる拡充ならびに、それに必要な予算の確保を要望します。

5) 医療的ケア児等総合支援事業における医療的ケア児等コーディネーターを中心としたリハビリテーション専門職の積極的な活用

医療的ケア児や重症心身障害児およびそのご家族に対し、専門性の高い相談支援をはじめ、医療・保健・福祉・教育など多岐にわたる支援を円滑に行う体制として、医療的ケア児等コーディネーターを中心とした「医療的ケア児支援センター」による支援の強化が全国的に推進されております。

厚生労働省が所管する「医療的ケア児等コーディネーター養成研修テキスト」においては、医療的ケア児等コーディネーターに期待される役割として、医療的ケア児の支援に精通した医師、看護師、理学療法士、相談支援専門員等が連携し、チームとして支援を行うことが記載されております。

その役割を実効性のあるものとするためには、理学療法に関する知識・技術の共有や、専門職としての助言、現場への直接的な参画が極めて重要です。これにより、職種間の理解促進や連携の強化が図られ、支援の質の向上に寄与することができます。

つきましては、本事業において医療的ケア児等コーディネーターの配置促進とあわせて、理学療法士の専門性を積極的に活用した研修会や講習会の開催など、関係職種のエンパワメントにつながる事業の拡充を図っていただきたく、当該取り組みに必要な予算の確保を要望します。

3. 産前・産後サポート事業における具体的な提案

【要望先:成育局 母子保健課、支援局 虐待防止対策課】

1) プレコンセプションケアにおける理学療法士の活用

人間発達学や解剖学、生理学を修得した医療専門職である理学療法士の専門性をいかして、身体の構造と機能や基礎運動学、適切な運動による生活習慣の見直しやメンタルケアについての講義や相談・指導を通じて、国民の健康リテラシーを向上させ、健康な状態で妊娠を迎えられるよう、心身を整えるためのケアをすることができます。本会では、令和8年度より「母子保健推進リーダー研修」を開始し、母子保健に携わる人材育成にも力を入れています。「性と健康の相談センター事業」では医師や助産師等の研修会実施等の支援が重点事業とされているところ、医療専門職である理学療法士につきましても、積極的な活用と予算確保を要望します。

2) 産前・産後サポート事業、産後ケア事業における理学療法士の更なる活用

令和6年 10 月に改訂された「産前・産後サポート事業ガイドラインおよび産後ケア事業ガイドライン」において、産後ケア事業の実施担当者として「理学療法士」を明記いただき、産後ケア事業に携わる理学療法士も徐々に拡大しております。

一方、「産前からの理学療法士の活用」については、明記されていません。妊娠前の腰痛の既往や肥満は、産後の腰痛のリスク要因であるというエビデンスもあり、専門家の指導の下、妊産婦が産前からの適切な運動による生活習慣の見直しや体重管理など、身体の変化についての知識を身につけることで、妊娠中や産後のトラブルに備えることが可能です。理学療法士は医療専門職として、運動習慣を見直すことによって心身に与える良い影響や、適切な運動の方法についての相談を受けオーダーメイドの教育、指導等ができます。高市内閣総理大臣は、政府の重点的な政策として「攻めの予防医療」を掲げているところ、母体に対する産前からの身体的ケアに取り組む施策は、この政策にも通じるものと考えます。産後のトラブルを防ぐためにも「産前フィジカルサポートケア(仮称)」として、理学療法士を積極的に活用することを要望します。

産後ケア事業においては、令和8年度の診療報酬改定により、「産科管理加算」が新設され、医療から地域の母子保健事業への連携体制が推進されています。また、令和6年 10 月に改訂された産後ケア事業ガイドラインの実施担当者に理学療法士を明記いただきました。しかし、産後ケア事業における理学療法士等による褥婦への身体的ケア、運動・動作・生活指導については十分に対応されず、その結果、自費診療等の利用に至るケースもあり、利用者の経済的負担にもなっています。母体への早期からのケアは、産後の身体的トラブルの遷延を防ぐだけでなく、その後の健康的な子育てを送るためにも必要なケアです。産後リハビリテーションを基本メニューとして組み込んでいただくため、令和7年3月 26 日に都道府県知事にあてた通知(こ成母第 228 号)別紙「産後ケア事業実施要綱」の(3)内容に「産後フィジカルケア(仮称)(身体的ケア、運動・動作・生活指導等)」を追加することを要望します。また、5 実施担当者に理学療法士を明記していただくことを要望します。

3) 理学療法士による母体に対する身体的ケアの更なる推進に向けた予算の確保

前述のとおり、産後ケア事業の実施担当者として理学療法士が明記されたことを受け、今後は理学療法士による母体に対する身体的ケアの有効性や根拠をより明確にし、全国的な周知・啓発を市区町村単位で進めていくことが重要です。

本会では、一般社団法人日本ウィメンズヘルス・メンズヘルス理学療法学会と協働し、理学療法士による母体に対する身体的ケアに関する研究成果、効果の実証、実践事例、ならびに現場における課題等の整理・分析に取り組んでおります。

つきましては、本会との連携のもと、理学療法士による実践例やその効果を参考に、エビデンスに基づく政策立案を目指して、母体に対する身体的ケアに係る事業のさらなる拡充を図るため、関連する研究費および事業設置に伴う予算の確保を要望します。

以上